（各地方公共団体に交付すべき軽油引取税減収補塡特例交付金の算定方法）

第四条の二　法第三条の二第二項の総務省令で定める各都道府県の軽油引取税減収見込額は、一七、一〇〇円に、前年度における軽油引取税の課税標準となった数量（一キロリットル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に各都道府県ごとに別表に定める率を乗じて得た数量（一キロリットル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額（次項において「軽油引取税減収見込額」という。）とする。

2　法第三条の二第二項の規定によって各都道府県に対して交付すべき軽油引取税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額（以下この条において「各都道府県按分額」という。）とする。ただし、指定市を包括する都道府県にあっては、各都道府県按分額から次項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補塡特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　軽油引取税減収見込額

α　0.9039420

3　法第三条の二第三項の規定によって各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$A \times 0.9 \times (B \div C)$

B／Cに小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式の符号

A　当該指定市を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

B　当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積（地方税法第144条の60第１項の一般国道等の面積をいう。以下この項において同じ。）として総務大臣が調査した面積

C　当該指定市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等の面積として総務大臣が調査した面積

4　法第三条の二第二項の場合において、毎年度分として各都道府県及び各指定市に対して交付すべき軽油引取税減収補塡特例交付金の総額と各都道府県について第二項の算式によって算定した各都道府県按分額の合計額との間に差額があるときは、その差額を同項の算式によって算定した各都道府県按分額の最も大きい都道府県の各都道府県按分額に加算し、又はこれから減額する。

（各地方公共団体に交付すべき軽油引取税減収補塡特例交付金の算定方法）

第四条の三　法第三条の三第二項の総務省令で定める各都道府県の自動車税減収見込額は、自動車税環境性能割の廃止による当該年度の五月末現在における都道府県の自動車税減収見込額として総務大臣が調査した額（次項において「自動車税減収見込額」という。）とする。

［新設］

（各地方公共団体に交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の算定方法）

第四条の二　法第三条の二第二項の総務省令で定める各都道府県及び各市町村の定額減税見込額は、地方税法附則第五条の八及び第五条の十二の規定に基づく当該年度の五月末現在における道府県民税又は市町村民税の特別税額控除額として総務大臣が調査した額（次項において「定額減税見込額」という。）とする。

2　法第三条の二第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　定額減税見込額

α　1.8516824

3　法第三条の二第二項の場合において、令和六年度分及び令和七年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の総額と各都道府県及び各市町村について前項の算式によって算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を前項の算式によって算定した額の最も大きい都道府県又は市町村に交付すべき定額減税減収補塡特例交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

［新設］